

『貝合』本文存疑考・二題

合」に関して、本文上の疑問箇所二点について、試解を提出してみようとするものである。

一 隨身は人數に入らない？

『貝合』の冒頭は、藏人の少将が有明の月に誘われて忍び歩きしくて出でくるところから始まる。以下に、「新編全集」本により本文を引用する(傍線は引用者、以下、他書の引用についても同じ)。

長月の有明の月にさそはれて、藏人少将、指貫つきづきしく引きあげて、ただ一人、小舎人童ばかり真して、やがて、朝靄もよへ立ち隠しつべく、ひまなげなるに、「をかしからむどころの、あきたらむもがな」と言ひて歩み行くに、木立をかしき家に、琴の声ほのかに聞こゆるに、いみじうれしくなりて、めぐる。(四四五頁)

忍び歩きなので自立たぬよう、藏人少将は、「ただ一人、小舎人童ばかり真して」出て來たのであつた。そして、琴の音がほのかに聞こえる家を発見して大喜びするのだが、門も築地もしつかりしていて、忍び入る隙はない。

門のわきなど、くづれやあると見けれど、いみじく、築地など全きに、なかなかわびしく、「いかなる人の、かく弾き居るならむ」と、わりなくゆかしけれど、すべきかたもおぼえで、例の、声出ださせて隨身にうたはせたまふ。(四四五~六頁)

本稿は、「新編全集」本の校注に導かれながら、その中の一編『貝

妹 尾 好 信

はじめに

稻賀敬二先生の生前最後の御著書は、小学館の「新編日本古典文

学全集」の『堤中納言物語』の校注であつた(平成13年9月刊)。思えば、昭和47年8月の「日本古典文学全集」本刊行以来、昭和62年1月の「完訳日本の古典」に統いて、二度目の改版である。先生は、版

ごとに校注に手を入れられたのはもちろんのこと、解説を大幅に書き換えておられる。旧版「全集」本に示された成立と享受に関する新

見を「完訳」では「クイズ的享受論」として展開され、藤原定家編集説に言及、さらに「新編全集」では短編物語の集合論に発展、中務・景明の時代、頼通の時代、そして定家の時代と、数段階にわたる成立過程を想定されるなど、自由な発想に基づいた新鮮で刺激的な作品世界の読みを次々と進化させて見せて下さつた。同じ作品に対しても、常に弛まぬ探究心を持ち続けていらっしゃつたゆえである。

本稿は、「新編全集」本の校注に導かれながら、その中の一編『貝

琴の主に興味が惹かれるが、どうしようもないのに、例の「ことく少

将は隨身に和歌を吟詠させる。声のよい供人に和歌を吟じさせる例は、「新編全集」本の頭注に記すように、「源氏物語」若紫巻の「御供に声ある人してうたはせたまふ」(引用は「新編全集」本による。以下同じ)とある。この隨身も声がよかつたのであろう。隨身は本来、貴人の護衛のため勅宣により賜わる舎人だが、實際にはガードマンとしての仕事以外にも使い走りをしたり恋の仲立ちをしたりというようなこともあったようだ。忠誠心が強いだけでなく、風流を解し、才氣のある隨身は主人の信頼が篤く、側近の従者としてどこに行くにも隨行していたものと思われる。この声のよい隨身も藏人少将にとつて最も信頼のおける従者だったのだろう。

ところが、藏人少将は「ただ一人 小舎人童ばかり具して」出て来たとあつた。小舎人童だけを伴っていたはずなのに、ここで唐突に隨身が現われて歌を吟じるというのはどういうことであろうか。いつたうこの隨身はいつの間にどこから現われたのか。

このことについて、「新編全集」本の頭注には、「隨身が従つているのは当然のこととして略したとも、端役は場面に応じて突然登場させられる物語の方法ともみられる」と記す。この注はすでに旧版「全集」本から存在している。

「隨身が従つているのは当然のこととして略した」という見方は、「日本古典文学大系」本(寺本直彦氏校注)に、「少将は隨身二人を賜わる例で、当然隨行する故、前には『小舎人童ばかり』として数えぬ」とあり、松尾聰氏『堤中納言物語全集』(昭46 笠間書院)に、

「隨身はついてくるのがきまつていいので数の外のつもりであろう」とあるのなどによるのだろう。確かに、少将の外出時に隨身が従つるのは当然だからあえて記す必要はないというのも一理ある。しかしながら、それは隨身が黒衣のよくな存在で、物語の場面で何ら目立つ言動をすることがない場合ではなかろうか。「例の」とあることなく、この隨身は美声を買われてしばしば歌を吟詠させられており、恋愛に發展するかも知れない出会いの機会を作るという重要な役割を担わされているのだから、少将にとって空氣のような存在というわけにはいくまい。しかもこの隨身は、翌日、少将がいろいろな貝をちりばめた見事な洲浜を持参した時、和歌を付けたその洲浜を持つて隨行した由が書かれている。「例の隨身に持たせて」と、この歌を吟じさせた隨身に持たせたとわざわざ記しているのは、作者がこの隨身に存在感を与えていることに他ならない。なのに何の働きもない小舎人童だけを挙げて、「ただ一人 小舎人童ばかり具して」と言い、隨身の存在を無視しているのはいかにも腑に落ちない。

また、「端役は場面に応じて突然登場させられる物語の方法ともみられる」というのも、長編物語の場合ならともかく、『貞合』のような短編で、しかもその直後に登場する隨身を、場面に応じて突然登場させたといふのはいかがなものか。どうして作者は小舎人童には言及するのに隨身には触れないのか、しかもわざわざ「ただ一人 小舎人童ばかり具して」と、ことさら隨身を無視したような書き方をしているのは、どうにも納得がいかない。

もつとも、「講談社学術文庫」本(三角洋一氏訳注)には、「隨身にうたはせたまる」に注して、「琴の調べに心引かれる男がいることを知らせよう」と、みずから詠んだ歌を、隨身の小舎人童にうたわせるのである」と記すから、小舎人童と隨身を同一人と解しておられるようである。これも一つの合理的な解釈かも知れない。しかし、『源氏物語』添標巻に「河原の大臣の御例をまねびて、童隨身を賜りたまひける」云々とあるごとく、童の隨身もいたようではあるが、恋の歌を朗々と吟詠するこの隨身が童であるとはとても思えない。それに、もし童隨身ならそう書けばよいのであって、あえて紛らわしく「小舎人童」と書くことはないであろう。

「學術文庫」本は、類似場面の例として「海人の刈藻」巻一にある権大納言の北山の雪見場面を挙げているが、そこには、「隨身の乗りたる馬にうち乗り給ひて、少納言御供にて、蓮台野・船岡山・北山・知足院などの雪御駕じけるに」隨身・童など走り参り云々(引用は「中世王朝物語全集」本による)とある。隨身は決して無視されるような存在ではない。同じ物語では、主人公新中納言の出家場面においても、随行した「御隨身なりつぎ」がともに出家するという重要な役割を果たしている。

ところで、貴人の従者として、隨身と小舎人童はしばしば併記される。『堤中納言物語』では、「ほとほとの懸想」に、「ましてそのきはの小舎人・隨身などは、ことに思ひとがむるも、ことわりなり」(四二三頁)とある。この「小舎人」は「小舎人童」のことと解され

る。また、『源氏物語』若菜下巻には、源氏の住吉參詣の威儀を記して、「數も知らず、いろいろに尽くしたる上達部の御馬・鞍・馬副・隨身・小舎人童、次々の舎人などまで、ととのへ飾りたる見物またなきさまなり」とあり、『狹衣物語』巻三にも、賀茂祭の日の堀川關白の念入りな準備ぶりを表現して、「隨身・小舎人・雜色の姿、馬・鞍・舍人、その日の飾りを、『珍しく、人にすぐれん』と思し音^{おん}をばさるものにて」云々(「日本古典文学大系」本)とある。

これらの例を思えば、「貝合」のこの冒頭場面も、「ただ一人、小舎人童ばかり真して」ではなく、「隨身・小舎人童ばかり真して」とでもあつてしかるべきではなかろうか。

二 「ただ一人は「隨身」の誤写か

そこで、想像されるのは、本来「隨身・小舎人童ばかり真して」とあつたものが、転写の過程で「ただ一人、小舎人童ばかり真して」に誤つたのではないかということである。つまり、「ただ一人」は「隨身」の誤写である可能性がありはすまいかと思うのである。

「新編全集」の底本である島原松平文庫旧蔵桃園文庫本では、「ただ一人」は「たゞひとり」、二箇所の「隨身は「すいしん」とそれぞれ仮名書きされている。榎原家旧蔵桃園文庫本・広島大学蔵浅野家旧蔵本・三手文庫今井似閑本などの諸本も同様である。仮名書き同士では「すいしん」から「たゞひとり」への誤写は考えにくいけれども、たゞえは「隨身」が「すいしん」と当て字で表記されていた場合は「すい

人」から「たゞ一人」への誤写は考え得るのではないか。あるいは、「隨」の草体を「唯」と誤って、「隨人」を「唯一人」と誤写したところとも考えられようか。

この誤写説が成り立つならば、最初から藏人少将は随身と小舎人童を伴っていたことになり、その随身が美声を張り上げて和歌を吟詠するという展開は全く唐突ではなくなる。同じ『堤中納言物語』の一編『はなだの女御』の冒頭場面には、「いやしからぬすき者の、いたらぬところなく、人に許されたる男が、『やむ』となぎ」ところにて、物言ひ懸想せし人は、このところ里にまかり出でてあなれば、まことかと行きつけしき見ると思ひて、いみじく忍びて、ただ小舎人童ひとりして来にけり」(四七一页)とある。この場合、男は小舎人童だけを連れていて、随身は伴っていないなかつたのだろう。女たちに歌を詠みかけた時にも、男は自分で「うむうそぞ」といっており、随身は全く出てこない。貴人の外出に随身が伴うのは常識だからねざわざ書がないという説は、やはり受け入れ難いと言わざるを得ない。

三 「十三ばかり」の姫君とは

もう一箇所、本文に関する疑問点を取り上げる。藏人少将が「八、九ばかりなる女子」に手引きされて「西の妻戸に、屏風押し畳み寄せたるところ」に入り、童の主人である姫君を覗いたところの記述である。

・母屋の簾に添へたる几帳のつまうちあげて、さし出でたる人、

わづかに十三ばかりにやと見えて、額髪のかかりたるほどよりはじめて、この世のものとも見えず、うつくしきに、萩葉の織物の桂、紫苑色など、押し重ねたる、額杖をつきて、いとものなげかしげなる。(四四八・九頁)

と姫君の様子が描写される。問題にしたいのは、傍線を付した「わづかに十三ばかりにやと見えて」という、藏人少将が姫君の年齢を推測した部分である。ほんの十三歳くらいに見えたというのである。

「十三ばかり」という本文については諸本全く異同はない。この年齢について「新潮日本古典集成」本塚原鉄雄校注は、「成熟直前の女性年齢」。『源氏物語』で、紫の上の新枕は十四歳(葵)、女三宮の輿入は十四、五歳(若菜上)である。恋愛事情の対象となりえない女性年齢」と注する。的確な注であろう。が、「十三ばかり」という本文には少々ひつかりを感じる。それは、程度を表わす副詞「ばかり」を用いる際の『貝合』作者の筆法である。先に、藏人少将の手引きをした女童を「八、九ばかりの女子」(四四六頁)と表現していることを述べた。『貝合』には、他に次のような表現がある(括弧内は「新編全集」本の頁数と行数)。

- ・いと好ましげなる童べ、四、五人ばかり走りちがひ(四四六・7)
- ・十四、五ばかりの子ども見えて(四四八・9)

- ・いと若くきびはなるかぎり十一、三ばかり(四四八・10)
- ・このありつるやうなる童、三、四人ばかり(四五一・5)
- ・これらは、いすれも連続する二つの数字を挙げて、副詞「ばかり」

で規定する範囲を示した表現である。これらに照らすと「十三ばかり」という表現にはやや違和感がある。これだけが「十三」という数字一つに限定しているのが不自然なのである。しかも前後二つの数字を並べた表現であつてしかるべきではなかろうか。

もつとも、『貞合』には、「十ばかりなる男」(四四九・3)とか「ただ同じほどの若き人ども、『十入ばかり』(四五三・14)という表現もある。しかしながら、これらは「十」あるいは「十一」というよりのよい数字を挙げて概数を記したものと考えられるので、「十三ばかり」の場合とは異なる。

思うに、「十三ばかり」は、「十一、二ばかり」の誤写なのではないであろうか。「十一」と書かれた数字を「十三」と誤って写した本が現存諸本の共通祖本になっているのではないかと思うのである。そう考えた方が他の「ばかり」の用法から見て不自然さがない。

こういう「ばかり」の用法は、『貞合』だけに限つたことではなく、『堤中納言物語』の他作品にも次のように見られる。

・清げなる法師」「三人ばかりすゑて『いのつぶや』(四〇一・13)
・いま少し若やかな人の、十四「五ばかりにやど見る」(『いのつぶや』のつぶで)四〇一・6)
・髪だけに四、五寸ばかりあまりて見るる(『いのつぶや』四〇一
・7)

・若き人々」「三人ばかり」(『いのつぶや』四〇一・10)
・御年のほどぞ二十に」「二ばかり余りたまふらむ」(『逢坂越えぬ

一番目の例は『貞合』の「」の箇所に酷似した表現である。『源氏物語』においても、若菜上巻の冒頭近くに、女三宮の年齢を「そのほど御年十三四ばかりにおはす」とあることく、同様の用法は多くの例がある。これらから見てもやはり、『貞合』のこの箇所は「わづかに十一、二ばかりにやど見えて」とあるのが本来であったと見るのがよいと思われる。「十一、二ばかり」では「十三ばかり」よりも「三歳若くなるが、それでも〔集成〕本の注に言つ「成熟直前の女性年齢」である」とには変わりなかろう。女三宮の輿入れは十四、五歳であったが、実在の中宮彰子の入内はわずかに十二歳であった。

おわりに

『貞合』の本文に関して、諸本異同のない箇所であり、諸注誤写を疑わない二箇所に関して、いささか大胆な校訂案を示してみた。『堤中納言物語』の現存本はすべて、かなり損傷の多い一本を共通本としていると考えられ、校合で解決できない文意不通箇所が少なくない。推測による大胆な本文校訂は厳に譁むべしといふ批判は当然あるけれども、たとえば後藤康文氏の一連の論考のようだ、柔軟な思考であるべき本文の姿を追究する試みも勇氣を持つて行なう必要があろうと思つ。本稿で扱ったのは、作品の主題や本質に関わるものとは程遠いささいな問題だが、大方のご批正を乞いたい。

——せのお・よしのぶ、広島大学大学院文学研究科助教授——